

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 28 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

## 2017 年連邦予算の発表（税制改正）

先日、2017 年の連邦予算が発表されましたが、これには外国投資家にも影響を及ぼす税制面の重要な改正事項が数多く含まれています。

第一に、住宅のアフォーダビリティに関する一連の法改正が行われます。居住用物件の検査のための交通費や物件の維持管理費を費用として控除することはできなくなります。2018 年 7 月以降、初めて居住用物件を購入する者に対して、一定の要件を満たす退職年金積立金を取り崩して不動産の購入費用に充てることが可能となります。また、1 年のうち 6 ヶ月以上空き家になっている場合、年間 5,000 豪ドル以上の外国投資賦課金が課されます。居住者に認められるキャピタル・ゲイン税（CGT）の 50% の免税措置が、一定の要件（低中所得者層に市場水準より低い賃料で賃貸することなど）を満たす不動産投資（非居住者投資家が一定の要件を満たす管理投資信託（MIT）を通じて行うものを含む）について 60% の免税に拡張されます。

また、多国籍企業の租税回避の防止に関する法律（MAAL）も改正が予定されており、外国企業は過去および将来の対豪州投資について、投資のストラクチャーを見直す必要が生じる可能性があります。このほか、法人税率の 25% への引き下げ、メガバンクへの新税の導入、外国投資家への CGT ルールの改正、小規模事業者向けの減価償却優遇措置の拡大や CGT 優遇措置の縮小などの改正が予定されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## [Japan Practice 紹介サイト](#)



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



## その他の注目のトピック

---

### 外国投資審査手続の透明性の確保

外国投資案件に対する外資審議委員会（FIRB）の審査手続に関しては、FIRB の判断基準や決定の理由が公表されず透明性や公平性に欠けるのではないかと、手続の透明性確保に向けた提言がなされてきましたが、2017年3月にこの提言に対する連邦政府の見解が公表されました。透明性の確保よりも FIRB の裁量による柔軟な国益の保護を重視した見解が示されており、現状では外国投資審査手続における FIRB の広範な裁量が維持される見通しです。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 新築アパートメントの外国人に対する売却の制限

外国人による住居の取得には外資買収法の規制が適用され、買主は原則として外資審議委員会（FIRB）の承認を得る必要がありますが、デベロッパーが 50 戸以上のアパートメントを開発する場合、FIRB から事前に New Dwelling Exemption Certificate を取得することで、買主が個別に FIRB の承認を得ることは不要とされています。今月発表された 2017 年連邦予算によれば、上記制度によって FIRB の個別承認なく外国人に売却できるアパートメントの数に 50% の上限が設けられ、外国人に対する住居販売規制が強化される見通しです。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 銀行・金融サービス業における制度変更

2017 年連邦予算によれば、銀行・金融サービス業の分野においても、様々な制度変更が予定されています。これには金融関係の紛争に関してワンストップサービスを提供するための紛争解決機関（AFCA）の設立、銀行役員の説明責任・報酬規制の見直し、オープンデータ、オーストラリア自由競争・消費者委員会（ACCC）による金融分野での監督、オーストラリア健全性規制庁（APRA）によるノンバンクの監督などのトピックが含まれています。制度変更の概要について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 取締役が秘匿特権を会社と共同で主張できる場合

豪州では、日本と異なり、依頼者がリーガルアドバイスを獲得する目的で弁護士とやり取りした文書やリーガルアドバイスは、原則として秘匿特権（privilege）付きの文書となり、裁判所の開示命令（discovery）に

対しても開示を拒否できる特別な文書となります。この秘匿特権は、リーガルサービスを得た本人だけでなく、第三者が共同で主張できる場合があります。会社に対するリーガルアドバイスが、会社の取締役個人の責任にも関係する場合に、取締役個人が（弁護士報酬を支払っていない）会社との共同秘匿特権を主張できるかという問題について判断した連邦裁判所の裁判例を紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## サイバーセキュリティの対策チェック

2017年4月、オーストラリア証券取引所（ASX）は、ASX 上場会社 100 社を対象とした、各社のサイバーセキュリティ対策に関する考察をまとめた報告書（ASX 100 Cyber Health Check Report）を公表しました。報告書における各社の回答結果に基づき、サイバーセキュリティ対策に関する現状の分析と、計画策定を含む今後の取組みにおける留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら、ASX の報告書（英語）への[リンク](#)はこちら

## ソーシャルメディアにおけるプロモーションの注意点

Facebook や Twitter などのソーシャルメディアは、企業にとって既存顧客への情報提供、新規顧客の開拓のための重要な場となっており、ソーシャルメディアをプロモーションに利用することは重要なマーケティング戦略の 1 つです。その際に留意すべき注意点について、賞品を伴うプロモーションに対する法規制、ソーシャルメディアの利用規約、その他消費者法、個人情報保護法、知的財産法等の観点から解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## レストランのシェフが考案した料理レシピの権利帰属

レストランのシェフが考案した料理レシピに関して、シェフが独立した際、レストランとシェフとの間で、今後どちらがその料理を作ることができるのか、レシピの権利の帰属について争いになることがあります。オーストラリア法においてレシピが知的財産として保護される条件、レストランとシェフにそれぞれ権利が帰属する具体的な場面、こうした紛争を避けるためにレストランが事前に行うべき対応策について、解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 豪州 M&A 取引実務 (2017 年 4 月)

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロークラーク 高橋輝好  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ttakahashi@claytonutz.com](mailto:ttakahashi@claytonutz.com)



ロークラーク カ石剛志  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7432  
メール：[tchikaraishi@claytonutz.com](mailto:tchikaraishi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)